

財務大臣 中川昭一殿

2008年12月16日

日本共産党東京都議会議員団

2009年度政府予算編成に関する要望書

日本共産党都議団は、2008年度政府補正予算及び2009年度政府予算編成に関して、以下の重要事項について、特別な措置が講じられるよう、つよく要請いたします。

【大失業の危険から雇用とくらしを守るための緊急対策】

1. 大銀行・大企業に雇用と中小企業の経営を守る社会的責任を果たさせること。
2. 派遣社員、期間社員をはじめとする大量解雇、「雇い止め」及び、新規卒業者の採用内定取消しなどを中止し、雇用を維持するための最大限の努力をするよう経済団体、主要企業に対する指導と監督を強化すること。
3. 東京における大企業及びその系列・関連会社のリストラ計画及び採用内定取り消し情報を掌握し、公表するとともに、必要な対策を講じること。
4. 雇用保険の6兆円もの積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職への支援を抜本的に拡充すること。
5. 雇用保険の失業給付を非正規で働いてきた労働者にもきちんと給付できるように改善すること。また、雇用保険から排除され未加入だった労働者を含めて、生活と再就職、職業訓練、住宅などへの支援を抜本的に強化すること。
6. 失業者の仕事確保のため失業対策事業をただちに実施すること。東京都が実施している「緊急雇用対策」に財政支援を行うこと。
7. あらたに社員を雇用もしくは、非正規社員を正社員として雇用するなど、雇用拡大に努めた中小企業への助成を強めること。
8. 失業者の生活と再就職を支援するための総合的な相談窓口を、全国のハローワークに緊急に設置すること及び、東京都が実施している失業者のための「就職チャレンジ支援事業（生活安定化総合対策）」の財政支援を行うこと。

9. 雇い止め、契約解除などによる生活困窮者に対する住居の保障、生活支給など緊急生活応援対策を実施すること。失業者の住まいを確保するため、企業に対して寮の継続使用を認めさせること。東京都が実施している「生活サポート特別貸付事業」への財政支援を行うこと。

10. 労働者法制の規制緩和路線を抜本的に転換すること。派遣労働については登録型派遣は原則禁止とし常用型派遣を基本にするなど、労働者派遣事業法を派遣労働者保護法に抜本改正すること。

11. 「サービス残業」「名ばかり管理職」など違法なただ働きをなくし、長時間労働を是正して雇用拡大につなげること。

12. 大銀行の貸し渋り、貸しはがしをやめさせ、中小企業への資金供給への責任を果たさせること。

13. 大企業の下請けいじめを厳しく取り締まること。「下請け駆け込み寺」などの相談体制を強化するとともに、事例と企業名の公表、被害補償などの是正措置を迅速に行うこと。

14. 中小企業向け信用保証制度の部分保証を元に戻し、全額保証にすること。全額保証の「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」について、全業種に適用すること。日本政策金融公庫などの中小向け融資を増やすこと。

15. 中小企業の法人税の税率引き下げ、事業継承税の改善など中小企業支援税制を強化すること。

16. 中小企業の仕事確保のために、国と自治体の官公需を前倒し発注するとともに、中小企業向け発注を引き上げること。地方自治体が中小企業向けの仕事おこしとして取り組んでいる、住宅や公的施設などの耐震補強や改修など、小規模修繕工事の発注、商店街振興のための「地域買い物券」の発行などを促進するため、国として支援を強化すること。

【大企業、大銀行応援から国民の暮らし応援に転換を】

17. 小泉内閣以来の「構造改革」路線を見直し、経済政策の軸足を大企業から家計と内需に転換すること。

18. 定額給付金のばらまきは中止し、国民の家計をあたためる内需中心の経済政策に転

換すること。

19. 証券税制など大企業優遇税制を見直すこと。

20. 消費税増税を行わないこと。食料品をはじめ、生活必需品への非課税を緊急に実施すること。内需拡大につながる庶民減税を実施し、庶民生活を応援すること。

21. 2005年から始まった高齢者、年金生活者への増税をやめて元に戻し、公的年金控除の最低保障額を120万円から140万円に戻し、一定所得以下の老年者控除を復活すること。

22. 道路特定財源とされている揮発油税などの暫定税率を廃止するとともに、一般財源化し、国民の福祉向上に役立てること。

【 医療、福祉、介護の充実 】

23. 後期高齢者医療制度を廃止すること。70歳から75歳未満の高齢者の医療費本人負担の2割への引き上げはしないこと。

24. 年金支給要件の加入年数を大幅に短縮するとともに、最低保障年金制度を創設すること。基礎年金の国庫負担割合を2分の1に早急に引き上げること。無年金障害者、高齢者への救済措置を講じること。

25. 介護人材の定着・確保をはかるとともに、質の高いサービス提供と施設運営ができるよう介護報酬を引き上げること。介護給付費に対する国庫負担割合を30%に引き上げ、保険料、利用料の負担軽減をはかること。

26. 要支援や軽度要介護者の介護サービス給付の切り下げをやめ、拡充すること。また、介護サービス事業者が負担する情報公表手数料については消費税非課税にすること。

27. 療養病床の廃止・削減計画を中止し、療養病床の経営が成り立つよう、診療報酬を増額すること。また、長期療養患者への支援を拡充すること。

28. 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、小規模多機能施設などの施設整備を促進するとともに、運営の充実をはかるため財政措置を拡充すること。また、高齢者優良賃貸住宅、生活支援ハウスなど多様な住まいの整備を促進すること。

29. 認知症に対する相談支援、予防と早期発見、治療、専門的ケアなどの体制整備をすすめること。若年性認知症に対する支援策を実施すること。

30. 孤独死の実態調査を実施するとともに、見守り支援をはじめとした孤独死対策を実施し、財政措置を講じること。地域包括支援センターの職員配置をふやして機能を拡充し、ひとり暮らし高齢者への支援や高齢者虐待対策等を強化すること。

31. 障害者自立支援法を廃止し、人間らしく生きることを保障する総合的な障害者福祉法を新たに確立すること。「応益負担」廃止、施設・事業所に対する報酬の引き上げ、障害のある子どもの発達保障、障害程度区分認定の改善、地域生活支援事業への財政措置の強化などを、実施すること。

32. 精神障害者の自立支援医療について医療費の負担軽減、診断書の無料化および当事者の立場にたった医療証の改善などを図ること。精神障害者と、身体障害者、知的障害者のサービス格差を是正すること。

33. 障害基礎年金の支給額の増額をはじめとした障害者の所得保障、および雇用・就労支援対策を拡充・強化すること。グループホームをはじめとした施設整備に対する財政支援を拡充・強化すること。

34. 障害者権利条約を早期に批准し、必要な国内法整備をおこなうこと。

35. 福祉・介護人材の賃金の引き上げをはじめとした労働条件の改善をはかるとともに、職員配置基準を改善し、人材確保・定着対策、研修制度を拡充・強化すること。福祉人材確保指針が実効あるものとなるよう、施策の具体化および財政措置を講じること。

36. 鉄道駅へのエレベーター、エスカレーター、可動柵整備への支援を拡充・強化し、整備促進を図ること。自治体を実施している高齢者の敬老無料乗車証や、コミュニティバスの運行に対する財政支援を創設すること。

37. 生活保護制度を拡充すること。老齢加算を元に戻し、母子加算廃止・削減は中止すること。福祉事務所の体制を強化し、申請や通院交通費をはじめとした適用の不当な抑制をやめること。生活保護の捕そく率調査を実施すること。

38. 生活保護基準と実質的に同程度の収入で、保護の適用をうけていない低所得者に対する総合的な生活支援策を実施すること。

39. 国民健康保険に対する財政措置を拡充・強化し、保険料を引き下げるとともに、保険料と一部負担金の減免制度を拡充すること。生活が困難な人からの保険証とりあげはやめること。また、建設国保組合の育成・強化と国保組合に対する国庫補助の従来水準を確保すること。

40. 児童扶養手当の切り下げをやめ、ひとり親家庭に対する就労、住宅、子育て等に対する総合的な支援策を拡充・強化すること。父子家庭に対し児童扶養手当を支給すること。

41. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。また、自治体単独で実施している医療費助成制度に対する国民健康保険国庫支出金の減額調整制度を廃止すること。

42. 出産、妊婦健診費用の無料化をすすめること。児童手当の増額、対象年齢拡大とともに、所得制限は撤廃すること。子育て世帯への家賃助成、家賃の所得税控除など、経済的支援を拡充・強化すること。

43. 認可保育所の直接契約（公的契約）制度導入をはじめとした保育制度改悪はやめ、市町村が保育所入所と保育水準、費用の保障に責任をもつ現行の公的保育制度と全国一律の最低基準を堅持すること。認可保育所・公立保育所の新增設と拡充をすすめること。

44. 都内の区市町村が実施している「子ども家庭支援センター」の運営および施設整備に対し財政措置を行うこと。病児保育・病後児保育、一時保育に対する財政措置を拡充すること。

45. 学童クラブを大幅に増設するとともに、運営費に対する財政措置を拡充し、対象学年の拡大、時間延長などをすすめること。放課後全児童対策事業との統合は認めないこと。

46. 父親への育児休業割当て（パパ・クォータ）の導入をはじめ育児休業制度を改善・拡充し、家庭と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスにむけた働き方の改革を推進すること。中小企業に対する支援を拡充するとともに、従業員301人以上の企業の次世代育成支援行動計画を公表すること。

47. 児童虐待対策の充実にむけ、児童相談所および一時保護所の拡充と機能強化を推進し、児童福祉司、児童心理司など専門職員の配置に対する財政措置を拡充すること。児童養護施設の職員配置基準を改善するとともに、治療的ケアの充実にむけた機能強化をすすめること。

48. 新生児特定集中治療室管理料の基準や算定評価の改善、ドクターカーにおいて医師が搬送中に行う診療行為に対する評価など、周産期医療の診療報酬を、実体に見合った内容に改善すること。

49. NICU（新生児特定集中治療室）を大幅に増設するとともに、重症心身障害児施設などNICU退所後の受け入れ先の整備をすすめること。総合周産期母子医療センターの補助額を増額するとともに、地域周産期母子医療センターを補助対象にすること。

50. 産科における助産師外来、院内助産所の普及をすすめること。また、助産所に対する支援を強化すること。

51. 不足している産科・小児科などの医師の確保・養成対策を拡充すること。女性医師をはじめとした病院勤務医師の勤務環境を改善する施策を拡充すること。看護師、助産師を大幅にふやすための施策を実施すること。

52. 「公立病院改革ガイドライン」による公立病院の再編、民間的経営手法の導入、経営効率化などのおしつけはやめ、不採算医療、行政的医療を担っている公立病院への財政支援をおこなうこと。社会保険病院、厚生年金病院を存続するとともに、国立病院を拡充すること。

53. 難病患者に対する公費負担医療制度を拡充し新規疾患を追加するとともに、すべての難病を難治性疾患克服研究事業の対象にすること。また、都道府県難病相談・支援センターおよび患者・家族団体への支援を強化し、全国難病相談支援センターを開設すること。

54. ウイルス肝炎の検診、医療費助成、かかりつけ医と専門医が連携した適切な早期治療促進体制・相談支援体制の確立、効果的な治療方法の研究・開発など、ウイルス肝炎対策を拡充・強化すること。薬害ウイルス肝炎患者の救済措置を実施すること。

55. 新型インフルエンザ対策を推進すること。麻しん、結核、HIV、ノロウイルスなどの感染症対策を強化すること。感染症病床をふやすとともに、感染症専門医の育成をすすめること。

56. 地域がん診療拠点病院に対する財政措置を拡充するとともに、抗がん剤治療薬、放射線治療、医学物理士などの専門医や技師の養成を促進すること。在宅緩和ケアや患者・家族への相談支援体制、地域がん登録事業を実施・拡充すること。

57. 東京都における公害患者の医療費助成を引きつづき実施し、拡充すること。

58. 被爆者援護の立場にたち、原爆症認定制度を抜本的に改革すること。介護手当の額を増額し、家族介護手当の支給対象を拡大すること。被爆者の健康診断、がん検診制度を拡充し、被爆2世の健康診断、がん検診、医療費助成を実施すること。

【中小企業などの営業をまもるために】

59. 中小企業予算を当面、一般歳出の2%、1兆円規模にするなど施策を抜本的に強化すること。

60. 工業集積地域を総合的に支援する活性化事業の復活、世界に誇る高度な技術を保全・継承するため、新技術・新製品の開発・研究委託制度の創設、海外の販路拡大の支援など、東京における製造業の生き残り支援を強化すること。

61. 中小企業への仕事が増えるよう、製品、販売を支援すること。自然エネルギー、省資源、リサイクルなどの分野への投資を増やすなど地域産業への強化をはかること。

62. 野放し状態となっている超大型ショッピングセンターの出店、駅ナカ店などの規制を抜本的に強化すること。「地産地商」の推進、空き店舗対策など地域商業支援のために施策を拡充すること。

63. 燃油への依存度が高く、価格転嫁の難しい業種で経営が苦しくなっている中小企業に対し、直接補填を実施すること。

64. 中小企業団体が大企業や大手の業界団体を相手に下請取引の改善を求める「団体交渉」を行う権利を保障する「公正取引確保法」、公共事業のダンピング発注をなくし、人間らしく働ける労働条件を定める「公契約法」など中小企業の経営を守るルールづくりをすすめること。

65. 公共事業の中小企業への発注率を高めること、分割発注などの参入の機会をふやすこと。大企業のダンピング入札による下請けへの犠牲転嫁が起きないよう監視・指導を強めること。

66. 安全・安心の食料安定供給のため、農林水産業の再生、食糧自給率向上を国政の最優先課題として取り組むこと。

67. 農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格補償・所得補償を柱に据えること。地価が高く小規模農業者が多い都市農業の特徴をふまえ、農業用地への宅地並み課税の見直しなど都市農業振興に努めること。

68. 都市の農地の固定資産税や相続税の評価は宅地並みではなく農業収入を基本に行うこと。当面、生産緑地の要件を緩和するとともに相続税納税猶予の制度を農業用施設用地や緑として貴重な屋敷林などにも適用を広げ、農家の営農を全体として守れる制度にすること。

69. 活力ある漁業・漁村の実現にむけ、価格補償・所得補償として価格安定対策を強化すること及び青年漁業者支援制度を創設することなど対策を強化すること。東京都の経済水域における資源管理型漁業の推進を図ること。

【ゆきとどいた教育の実現】

70. 子どもたちに行き届いた教育を保障するため、学級編成の標準を改善し、30人学級を実現すること。

71. 子どもたちの心を傷つけ日本の教育を荒廃させる競争主義と序列主義管理統制を抜本的に見直すこと。また、全国一斉学力テストの実施と公表はやめること。

72. 義務教育費国庫負担制度を維持し、国の負担を2分の1に復元すること。校舎等の耐震改化や老朽化に対応する改築・改修の助成を拡充すること。

73. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を撤回し、教職員削減はやめること。教員免許の更新制度は廃止すること。

74. 義務教育の無償化を拡充するため、給食費をはじめ、学校教育にかかわって伴う保護者負担を軽減すること。

75. 公立高校授業料無償化をめざし、目標をもって段階的に授業料値下げができるよう交付金の基準となる授業料の額を下げること。

76. 国立大学運営費交付金、私立大学への助成の増額などにより、学費を下げる。また、高校・大学の学費の減免制度の拡充、無利子奨学金の拡大、返還不要の給付制奨学

金の創設などをすすめること。

77. 特別支援教育実施にあたっては、コーディネーター専任配置・介護員の配置など十分な教職員配置が可能となるよう、条件整備に対する国の財政的支援を拡充すること。

78. スクールカウンセラーは小学校・高校への全校配置をすること。また、小、中、高とも日数を増やすこと。スクールソーシャルワーカーの配置を拡大すること。養護教員の配置基準を改善し全校複数配置を実現すること。学校に行けなくなっている子どもたちに学習の機会を保障し、学校の出席日数として認定している施設に対して助成すること。

79. 中学校夜間学級を国の制度とし、教職員定数の充実を図ること。日本語学級を法的に位置づけ、日本語指導などのための教員配置をふやすこと。

80. 学校図書館に専任の司書、司書教諭を配置するとともに、資料費、整備費等を拡充すること。

81. 私立幼・小・中・高等学校への助成制度を堅持し、私立学校経常経費助成を拡充すること。授業料減免制度への助成を、前年度実績にも適用できる制度を創設すること。少人数学級実施、建物の耐震化、老朽化改築改修などへの助成を拡充すること。専修学校への経常経費補助を行うこと。

82. 私立学校への地球温暖化対策や地上波デジタル放送対応のための支援制度を創設・拡充すること。

83. 文化予算を拡充し、芸術文化振興基金の充実など、芸術団体の基盤強化に役立つよう公的助成を改善・充実することや、すべての子どもに芸術鑑賞機会を保障するための支援をつよめること。

84. 国民本位のスポーツ振興をすすめるよう「スポーツ基本計画」を見直し充実させるとともに、スポーツ予算を大幅に拡充すること。

85. 9兆円の浪費的投資につながる2016年オリンピック招致を認めないこと。霞ヶ丘競技場は、国立競技場として維持し、改修をおこなうこと。

【持続可能な都市・東京の実現のために】

86. 乱開発と一極集中をすすめ、地球温暖化を促進する「都市再生」のおしつけをやめ、「都市再生緊急整備地域」の指定にもとづく規制緩和や財政支援をやめること。

87. 自然や住環境破壊、公害の拡大、財政負担などをもたらす、圏央道、外郭環状道路、首都高速中央環状線など3環状道路は凍結し、住民参加で抜本的に見直すこと。不急・不要な公共事業を継続・温存させるための新中期道路計画は抜本的に見直すこと。とりわけ住民の反対が強く3・6兆円もの投資となる外郭環状道路は計画から外すこと。

88. ハツ場ダムなど過大な水需給計画にもとづくダム建設を抜本的に見直すこと。本格的な施設更新期を迎える上下水道の改良事業を国庫補助対象とし、財政援助を行うこと。

89. 住宅行政からの撤退をやめ、公営住宅の建設戸数を引き上げること。政令改定にともなう、来年4月実施予定の公営住宅の入居基準及び明け渡し収入基準の引き下げ及び家賃値上げを中止すること。使用承継を制限する通知は撤回すること。

90. UR住宅（公団住宅）の統廃合計画を中止するとともに、高齢者でも住みつづけられるよう負担能力を考慮したものとすること。

91. 国の責任でマンションの耐震診断・改修の助成を強めるとともに、共用部分のバリアフリー化、省エネ化、アスベスト対策を支援すること。

92. 集中豪雨のメカニズムの解明と速報体制の確立を急ぐこと。都市型水害対策を推進するため、都市河川改修事業について国庫支出金を増額すること。住民追いだしにつながるスーパー堤防事業は抜本的に見直すこと。

93. 都市公園事業を促進するため、国庫補助金を増額すること。

94. 京都議定書で定められた温室効果ガス6%削減目標を確実に進めるため、経済団体の自主行動計画まかせにせず、経済界と政府の間で削減協定を締結すること。

95. 大都市特有のヒートアイランド現象を防止するための自治体支援策を強めること。

96. 市街地において貴重な緑地である樹林地などについて、緑地として永続的に担保されるよう相続税などの優遇措置と保全等に助成措置を講ずること。

97. 森林再生を位置づけ、私有林の間伐費補助、森林、樹林地に対する相続税などの軽

減及び猶予措置を拡充すること。

98. 生産緑地地区の指定にかかる基準面積を引き下げることなど、生産緑地の拡大に努めること。農業者からの生産緑地買い取り申請に対して、自治体が公園等として保全する場合支援すること。

99. 石油燃料にかかわる植物性廃油の燃料化技術の開発などをすすめること。風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギーシステムへの助成を拡充すること。

【生活の安全確保など】

100. 消費者行政における産業優先の「規制緩和」路線をやめ、消費者の権利を守ること。

101. 輸入食品の検査の強化をはじめ食品安全基本法を抜本改正すること。輸入食品をはじめとした食品の監視・検査体制をはじめとした「食の安全」対策を拡充・強化すること。

102. 冷凍食品の原材料の原産地表示を実施すること。食品表示の偽装などの根絶と被害補償を行うこと。と畜牛の全頭検査体制を堅持し、安全確認のできない米国産牛肉の輸入を中止すること。

103. 「振り込め詐欺」や悪質な消費者金融、不法なマチ金などの取り締まりを強化するとともに、被害者救済のシステムを確立すること。

104. 自治体における消費者センターの職員体制の充実と機能強化のため、財政措置を拡充すること。

105. 深刻な土壌汚染地である豊洲地区への築地中央市場の移転を認めないこと。東京都が土壌汚染の実態を明らかにするとともに、築地現地再整備に向け仲卸業者をはじめ市場関係者との合意形成に努めるよう指導すること。規制緩和と大型化を前提とする「第8次卸売市場整備基本方針」を抜本的に見直すこと。

106. 地上デジタル放送への切り替えに際しては、テレビを受信出来なくなる人がでないよう、現在電波障害で対応している人、また低所者対策などをはじめ、きめ細かく対応すること。

【地方財政危機打開のために】

107. 国と地方の税源配分を抜本的に見直し、さらに大幅な税財源移譲を行うこと。税源移譲の財源は消費税ではなく金融資産、株式課税の総合課税化や所得税の高額課税強化で創出した財源の地方税への移転により行うこと。

108. 地方交付税の算定にあたっては、膨大な昼間流入人口に伴う大都市特有の財政需要や国会、政府機関等首都としての財政負担を的確に反映させること。

109. 道州制など地方自治制度の改悪につながる計画はやめること。

【平和な日本と東京のために】

110. 横田基地をはじめ都内の米軍基地の早期全面返還につとめること。「米軍再編」にもとづく横田基地の機能強化及び、自衛隊との共用及び軍民共用化は中止させること。米核空母ジョージワシントンの横須賀母港化を撤回すること。

111. インド洋上での海上自衛隊による米軍に対する給油活動は行わないこと。「海外派兵国家」づくり及び、地球規模での日米軍事同盟の拡大・強化をやめること。

112. 都内10ヶ所で予定されている地对空誘導弾パトリオットの移動展開訓練を中止すること。またパトリオットそのものの配備を中止し、すでに配備済みのものについてはすみやかに撤去すること。

以 上